

滋賀県不安を抱える妊婦への

分娩前ウイルス検査

助成事業にかかる手引き

滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課

(令和4年4月1日)

## 目次

事業概要	3
対象者	
対象期間	
補助対象	
検査方法	
検査場所	
事業の流れ	4
留意事項	5
他院への検査依頼	6
助成金申請の流れ	7
(1) 検査を受検した対象者が直接検査費用の助成を受ける場合 (滋賀県に住所地のある妊婦⇒県庁へ申請)	
(2) 検査を受けた対象者が、検査実施機関に対し、請求および 受領を委任した場合          (検査実施機関⇒県庁へ申請)	
申請期限	9
書類提出・お問い合わせ先	9

## 事業概要

### 対象者

- 概ね妊娠 35 週前後の妊婦（医師の判断でこの限りではない。）
- 新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有しない方。
- 滋賀県（大津市を除く）に住所地がある妊婦。
- 強い不安を抱える妊婦に対する不安解消を目的とした検査であり、専ら院内感染対策（スクリーニング）を目的として実施した本人の意思によらないウイルス検査は補助対象とならない。
- 検査前説明（様式第 1 号）を受け、検査同意書（様式第 2 号）を提出した妊婦。

### 対象期間

令和 4 年 4 月 1 日以降に実施したウイルス検査

### 補助対象

- 出産前に新型コロナウイルス感染の有無を確認するために実施したウイルス検査にかかる費用。
- 妊婦 1 人 1 回の検査に限り、上限 2 万円。

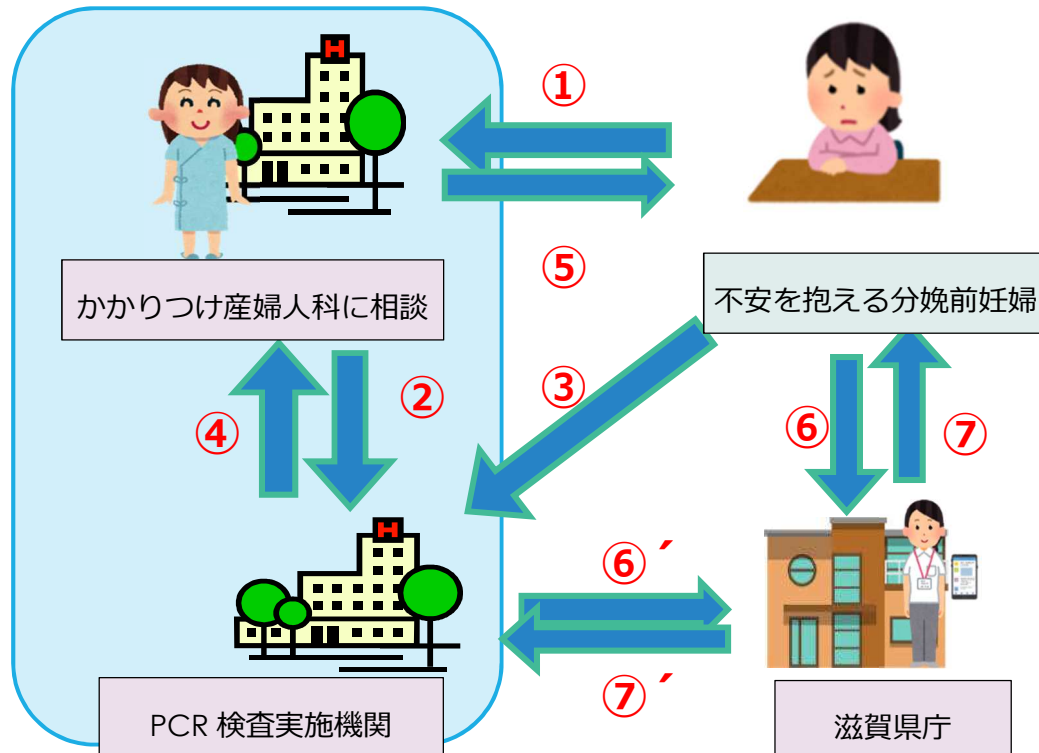
### 検査方法

- 唾液または鼻咽頭スワブ検体を用いた PCR 検査、LAMP 検査及び抗原定量検査
- 簡易キットによる抗原検査については、無症状の方については精度を発揮しないため対象外とします。

### 検査場所

原則かかりつけ産科医療機関で実施。

## 事業の流れ



- ① 不安を抱える妊婦が、産科主治医に相談  
産科主治医から対象の妊婦に検査についての説明をする
- ② 原則かかりつけ産科医療機関で PCR 検査を実施  
(必要に応じて、産科主治医から PCR 検査実施機関に妊婦の分娩前ウイルス検査であることを伝え、検査依頼 (「検査同意書」コピーを渡す))
- ③ 妊婦が PCR 検査を受ける
- ④ PCR 検査結果を産科主治医 (依頼元) に伝える
- ⑤ 産科主治医から妊婦に検査結果を伝える
- ⑥ 妊婦が県に検査費用を請求
- ⑥' 検査実施機関が県に検査費用を代理請求
- ⑦ 県は妊婦に費用を支払う
- ⑦' 県は検査実施機関に費用を支払う

## 留意事項

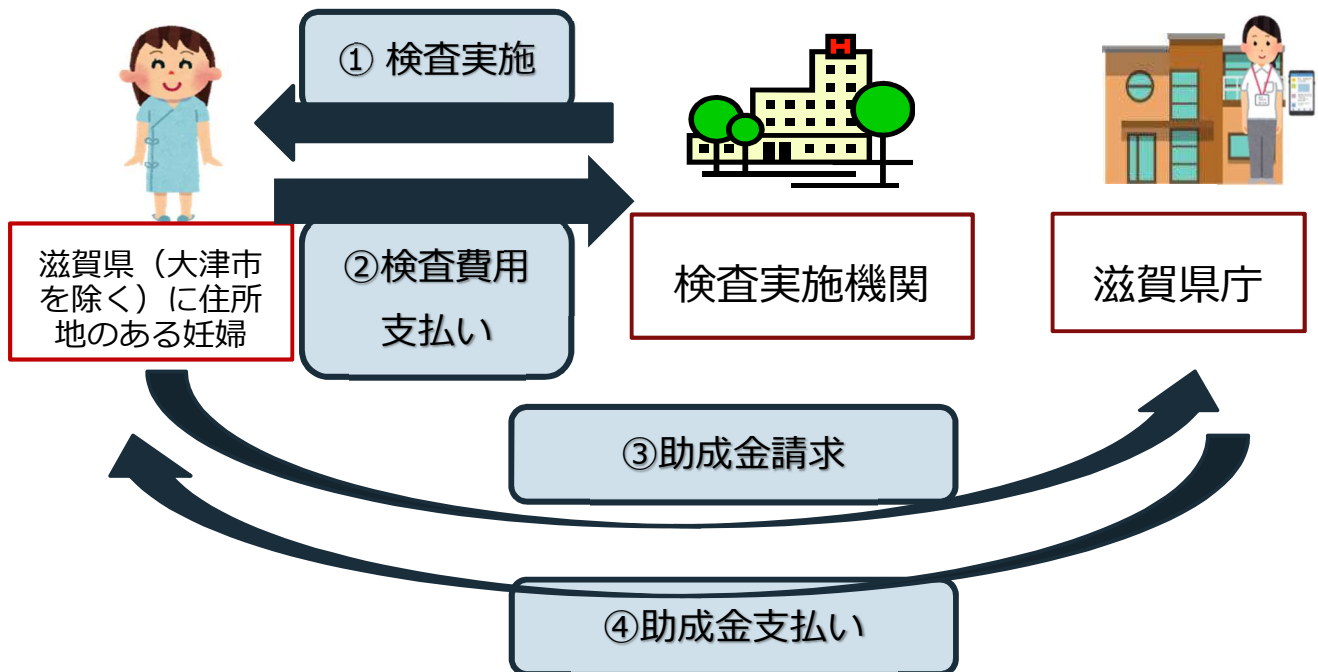
- 本事業では、基本的には感染症法に基づく検査の対象とならない場合であって、新型コロナウイルス感染症に不安を抱いている妊婦に対し、その不安を解消するために自由診療で検査する場合のみを補助対象とします。
- 発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染が疑われる妊婦は、帰国者接触者外来や PCR 検査センター等において、医師が新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして検査が必要と判断した場合に感染症法に基づく検査を受けていただくこととなり、本事業の対象となりません。
- 医師が患者の診療のために必要と認める場合に実施され、健康保険が適用となる新型コロナウイルスの PCR 検査についても、本事業の対象となりません。なお、保険適用による新型コロナウイルスに関する PCR 検査は行政検査の観点をも有しているため、滋賀県との契約を締結の上実施していただくこととなります。
- 本事業は 1 回の妊娠につき、1 回のみ補助の対象となります。検査実施前に必ず他の医療機関等で補助を受け検査を実施したことがないか、妊婦本人にご確認ください（濃厚接触者等、行政検査は除く。）過去に補助実績（他府県含む）がある場合は、対象となりませんのでご注意ください。
- 大津市ならびに他の都道府県に住所地のある妊婦については、本県の助成申請の対象外となります。他の都道府県等に住所地がある場合は、管轄する都道府県や中核市に助成事業があるか直接確認していただきますようお願いいたします。

## 他院への検査依頼

- 検査説明（様式第1号）は、かかりつけ産科医から妊婦に対して実施し、検査同意書（様式第2号）はかかりつけ産科医が受け取り、かかりつけ産科医は、検査同意書の写しを検査受入機関に渡してください。
- 検査結果は、検査実施機関からかかりつけ産科医が報告を受け、かかりつけ産科医から検査を受けた妊婦に結果を報告してください。

## 助成金申請の流れ

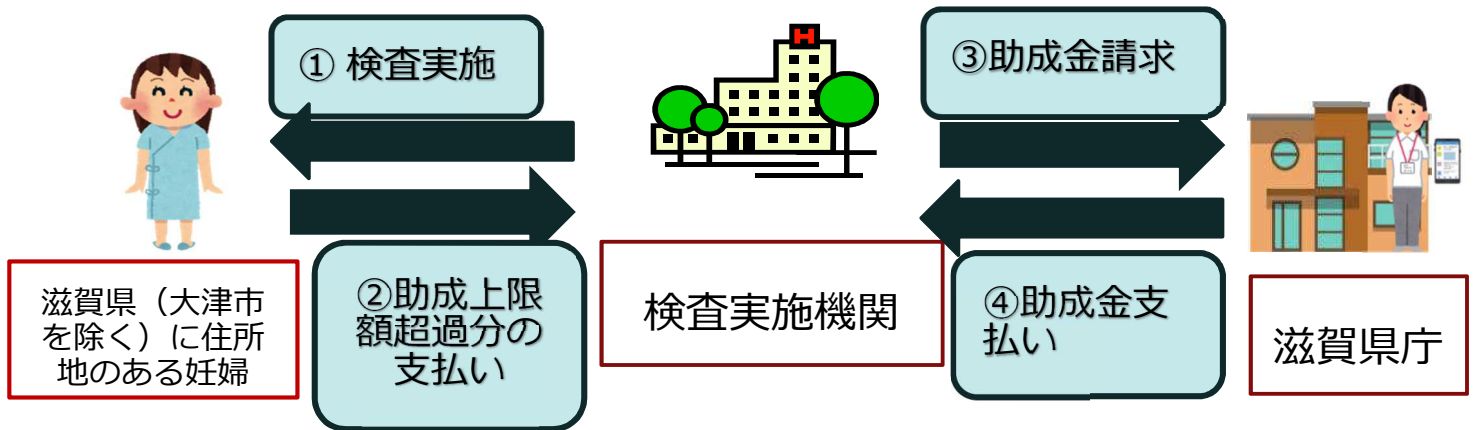
(1) 検査を受検した対象者が直接検査費用の助成を受ける場合（滋賀県に住所地のある妊婦⇒県庁へ申請）



### 【提出書類】

- 滋賀県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査助成事業申請書（様式第3号）
- 検査実施機関が発行する領収書（原本）
  - ・申請書（様式第3号）の「検査に要した費用証明欄」に記載のない場合のみ
  - ・受検者の氏名、ウイルス検査の費用であること、検査年月日、領収金額、領収年月日、医療機関名、領収印が確認できるもの
- 受検者本人の振込口座通帳（金融機関名、口座名義、口座番号、支店番号のわかる頁）のコピー（原則、受検者本人の振込口座に限ります。）

(2) 検査を受けた対象者が、検査実施機関に対し、請求および受領を委任した場合（検査実施機関⇒県庁へ申請）



### 【検査実施機関提出書類】

- 滋賀県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査助成事業請求書（様式第4号）
- ウイルス検査実施者一覧表（様式第5号）
- 滋賀県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査助成事業申請書（様式第3号）
  - ・ 一覧表に記載している検査受診者分の申請書（様式第3号）を添付する。



## 申請期限

- 令和5年3月31日（金）まで
- 令和5年3月中に検査を受けた場合は、令和5年4月28日（金）まで

※申請期限までに滋賀県健康寿命推進課に必着

## 書類提出・お問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課 母子保健・周産期係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-3653 FAX 077-528-4857

Mail [eg0004@pref.shiga.lg.jp](mailto:eg0004@pref.shiga.lg.jp)

- 各種様式は滋賀県ホームページからダウンロードできます。

[URL:https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/kenkou/314001.html](https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/kenkou/314001.html)

